

○郵便局株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>日本郵便株式会社法施行規則 （郵便局の設置基準等）</p> <p>第 六 条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、 会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵 便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及 び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されて いる場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上 設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の 営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当 該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その 他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない <sup>9</sup></p> <p>2  前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を 設置しなければならない。</p> <p>一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されてい ること。</p> <p>二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用するこ</p>	<p>郵便局株式会社法施行規則 （郵便局の設置基準）</p> <p>第二 条 法第五条の規定に基づく郵便局の設置基準について、会社は、 過疎地については、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水 準を維持することを旨として次に掲げる基準により郵便局を設置する ものとする。</p> <p>一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されてい ること。</p> <p>二 いずれの市町村（特別区を含む。）についても一以上の郵便局が 設置されていること。</p> <p>三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用するこ</p>

とができる位置に設置されていること。

三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3 前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であつて郵便窓口業務を行うものうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前二項に掲げる基準により設置しなければならぬ。

4 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局は、前項の規定の適用については、同項に規定する会社の営業所とみなす。

5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に

とができる位置に設置されていること。

2 前項の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

より指定された半島振興対策実施地域

六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条

第二項の規定により公示された地域

七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に  
規定する離島

六 （同上）

七 （同上）

3| 会社は、第一項の過疎地以外の地域については、同項各号の基準に  
より郵便局を設置するものとする。

## 附 則

(郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置)

第 一 条 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）の施行の日に過疎地に該当していた地域及びそ

の日後に過疎地に該当することとなった地域は、この省令による改正後の日本郵便株式会社法施行規則

第 二 条 第二項第三号の規定の適用については、同号に規定する過疎地とみなす。この場合において、

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行後に過疎地に該当することとなった地域については、

同号中「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際」とある

のは、「過疎地に該当することとなったときにおいて」と読み替えるものとする。